

1. 外貨口座の開設

『經常項目外貨業務手引』(匯発「2020」14号)(2020年8月28日実施)に基づき、企業は、自主的に輸出収入審査待ち口座(以下「審査待ち口座」と略称)を開設するかどうかを決定できる。また、貿易外貨収入を企業經常項目外貨口座に入金することも可能である。

審査待ち口座の開設手続については、明確な法令規定はない。実務上においては、外貨管理局発行の外経貿A類企業認定書、基本口座の開設情報記載書および営業許可証書を銀行へ提出し、当日に審査待ち口座を開設することが可能である。ただし、通常、企業は經常項目外貨口座を利用することが多いため、直近数年、審査待ち口座を開設したケースは少なくなっているのが現状である。

經常項目外貨口座の開設手続についても、明確な法令規定はない。実務上においては、会社社印押印済の口座開設申請書、基本口座の開設情報記載書および営業許可証書を銀行へ提出し、当日に經常項目外貨口座を開設することが可能である。

2. 外貨での支払・受取方法

『經常項目外貨業務手引』(匯発「2020」14号)(2020年8月28日実施)に基づき、企業は、自主的に審査待ち口座を開設するかどうかを決定できる。貿易の外貨収入は審査待ち口座に入金ことができ、また、企業經常項目外貨口座に入金し、または人民元に両替することもできる。審査待ち口座の収入は、貿易外貨収入(輸出貿易融資項目内の金融機構の貸付および回収を含めない)に限り、支出は外貨の人民元への両替、企業經常取引外貨口座への振込み、または外貨局に登録した他の外貨支出を含む。審査待ち口座の間では資金の相互送金は不可。口座に入っている資金は普通預金として利子を計上される。

企業は真実・合法的な輸入外貨支払のニーズにより、早めに外貨を購入して經常取引口座に預け入れることができる。金融機関は企業の外貨支払を行う際に、貨物貿易システムで検索できた企業名簿情報および分類情報を通じて、「顧客確認(KYC)」、「企業確認(KYB)」、「顧客デューデリジェンス(CDD)」という3つの原則に基づき、企業の申告書類および以下の証明書と商業証券を審査する。

(1) 信用状、取立方式で決済する場合、国際決済慣例に基づき関連商業証券を審査する。

(2) 着払い方式で決済する場合、輸入貨物の通関申告書、輸入契約書または領収書を審査する。

(3) 前払い方式で決済する場合、輸入契約書または領収書を審査する。

契約変更などの原因で、企業が早めに外貨を購入しても、対外支払いができなかった輸入外貨代金は、人民元に両替してもよいし、その他の經常取引外貨口座に保有してもよい。

3. 審査方式

貿易取引に関して、実需原則に基づき、人民元と外貨の兌換および対外送金が自由である。

国家外貨管理局に公布された『貨物貿易輸入外貨支払管理暫定方法』(2010年5月1日実施)とその実施細則では、輸入外貨支払ネットティング制度が改革され、輸入外貨支払手続が簡素化された。つまり、2010年5月1日より、現場ネットティングが撤廃され、その代わりに国家外貨管理局支局(以下外貨局と略称)が輸入企業の輸入外貨支払状況に対し非現場の総量審査と監視・早期警報を行う。資金の流れに異常があった場合だけ、現場検証調査を行う。

輸出外貨収入のネットティング制度も2012年に改革され、輸出外貨収入手続が簡素化された。国家外貨管理局・税関総署・国家税務総局による『貨物貿易にかかる外貨管理制度改革に関する公告』(国家外貨管理局、税関総署、国家税務総局公告2012年第1号)(2012年8月1日実施)により、輸出外貨収入の現場ネットティングが撤廃され、その代わりに外貨局が輸入企業の輸出外貨収入状況に対し非現場の総量審査と監視・早期警報を行う。資金の流れに異常があった場合だけ、現場検証調査を行う。

4. 輸出入決済

中国現地法人が輸出入契約を結ぶ際、契約額を外貨建て、人民元建てのいずれも可能である。契約額が人民元建ての場合、輸出と輸入の決済は、当日の銀行為替レートに基づき外貨建てで行われる。

国境貿易の場合、『国家外貨管理局による国境地域貿易外貨管理の関連問題に関する通知』(匯発「2014」12号)(2014年4月1日実施)によれば、決済において、自由兌換可能な外貨建て、隣接国の通貨建て、人民元建てのいずれも可能で、貨物交換の方式でも可能であったが、当該通知は、『經常項目外貨業務手引(2020年版)』(匯発「2020」14号)(2020年8月28日実施)により、廃止された。

『經常項目外貨業務手引(2020年版)』(匯発「2020」14号)(2020年8月28日実施)により、国内機構は、経営上の必要に応じて、その經常項目の外貨収入を自身で留保することができる。

国内機構は、商品貿易の輸出収入またはサービス貿易の外貨収入を国外に保管する(以下「国外保管」と略称)場合、国外保管用の国外外貨口座(以下「国外口座」と略称)を開設しなければならない。国外保管においては、次に掲げる条件を満たさなければならない。

(1) 商品の輸出収入またはサービス貿易の外貨収入の出所が真実・適法であり、かつ国外において関係規定に適合する支払需要が存在すること。

(2) 直近2年間において外貨管理規定違反行為がないこと。

国外口座を開設する場合、企業の国外保管の規模を確定した上、所在地の外貨局において国外口座開設登記を行わなければならない。国外保管の規模を引き上げる場合、変更登記を申請しなければならない。

国外口座の収入の範囲は、商品貿易の輸出収入、サービス貿易の収入、口座資金の収益および外貨局の規定に適合するその他の収入であり、支出の範囲は、商品貿易の支出、サービス貿易の支出、国外口座に関する国外銀行費用の支出、外貨局による認可または登記を経た資本項目の支出、資金の国内送還、および外貨局の規定に適合するその他の支出で

ある。

国内機構は、国外口座を開設した後、口座開設後10営業日以内に、口座開設銀行、国外口座の口座番号、口座の通貨の種類などの情報を、所在地の外貨局に届け出なければならない。また、国内機構は、毎月月初から5営業日以内に、国外口座の収支残高の情報を、所在地の外貨局に報告しなければならない。

国内機構は、商品貿易の輸出収入の国外保管用の国外口座に関する情報（国外口座の開設、変更、閉鎖、収支残高などを含む）を、商品貿易システムを通じて所在地の外貨局に報告しなければならない。国内機構は、サービス貿易用の国外口座の開設、変更、閉鎖、収支残高などの情報を、書面の形式をもって所在地の外貨局に届け出なければならない。国内機構は、国外保管の資金運用に重大な損失が生じた場合、所在地の外貨局に遅滞なく報告しなければならない。

国内機構の年間の累計国外保管資金は、登記済みの国外保管の規模を超過してはならない。

国内機構は、自身の経営上の必要に応じて、国外保管期限を確定したり、国外保管資金を国内へ送還したりすることができる。

国内機構に法規違反行為が存在する場合、外貨局は口座の資金残高の送還を命じることができる。

なお、国外保管の条件を満たす国内企業グループは、グループの本部、または国外保管業務に関与する国内メンバー会社一社を主宰企業に指定して、国外保管業務に関与する他のすべての国内メンバー会社の国外保管収入に対する集中受払の実行を担当させることができる。この場合、主宰企業が所在地の外貨局において国外口座開設登記手続を行わなければならない。国内企業グループが、国外保管業務に関与するメンバー会社を調整する場合、所在地の外貨局に変更登記を申請しなければならない。国内企業グループの国外保管については、主宰企業が国外口座の関連情報を所在地の外貨局に報告しなければならない。

国内企業グループは、集中受払を実行する場合、メンバー会社の債権債務の管理および相応の会計記帳業務を適切に行い、各メンバー会社の債権債務関係および金額をはっきりと区別しなければならない。国内企業グループが国外保管する商品貿易の輸出収入またはサービス貿易の外貨収入を国内へ送還する場合、資金の帰属状況に従い、メンバー会社の国内経常項目の外貨決済口座に相応に振り込まなければならない。企業グループが国内資金の集中管理を実行する場合、その国外口座資金の送還分は、当該企業グループの国内資金集中管理口座に入れることができる。

5. 保税区の外貨管理

保税区内の企業は、法人登記地の銀行で外貨決済口座を原則1つ開設する。預け入れ限度額の制限はない。

『経常項目外貨業務手引(2020年版)』(匯発「2020」14号)(2020年8月28日実施)によれば、税関特殊監管区域(以下「区内」と略称)とは、保税区、輸出加工区、保税物流パーク、クロスボー

ダー工業区、保税港区、総合保税区など税関が閉鎖的に監督管理を実施する特定区域を指す。国家外貨管理局により別途規定されたものを除き、行政管理機関、事業団体、企業などの区内機関の外貨収支は、国内税関特殊監管区域外（以下「国内区外」と略称）の外貨管理規定に準じる。区内と国内区外間の貨物貿易取引は、人民元または外貨での決済が可能だが、サービス貿易取引は人民元で決済しなければならない。区内機関間の取引は、人民元または外貨で決済可能で、区内行政管理機関の各行政費用は人民元で決済される。保税物流センター（A、B型）、輸出監管倉庫、保税倉庫、ダイヤモンド取引所などには同方法が適用される。『経常項目外貨業務手引（2020年版）』（匯発「2020」14号）（2020年8月28日実施）によると、貿易外貨収支業務が必要な企業は、地元の外貨管理局で「貿易外貨収支企業名録」への登記をする。「名録」に収録されない区内機関に対し、金融機関は貨物貿易外貨収支業務を直接行ってはならない。区内機関は真実的、合法的取引による輸出入については国外で預金をすることができる。区内機関は真実的、合法的輸入による需要に応じて事前に外貨を購入し、貿易取引外貨口座に預金をすることができる。『国家外貨管理局による自由貿易試験区における外貨管理行政許可の申請資料一部の取消に関する通知』（2019年12月31日公布）

自由貿易試験区における企業が「貿易外貨収支企業名録」登記を行う場合、『対外貿易経営者届出登記表』の提出を不要とする。

6. 個人の貿易取引における外貨管理

『個人外貨管理方法』（中国人民銀行令「2006」第3号）（2007年2月1日実施）により、貨物の輸出入に従事する個人対外貿易経営者は、商務行政部門で対外貿易経営権の登記・届出を行い、その貿易外貨資金の収支が企業の外貨収支に準じて管理される。

個人が対外貿易経営権を持つ企業に輸入代理を依頼する場合、代理企業との輸入代理契約書または協定に基づき外貨を購入し、その外貨は個人の外貨決済口座から直接代理企業の経常取引外貨口座に入金される。

個人が対外貿易経営権を持つ企業に輸出代理を依頼する場合、個人の外貨決済口座で外貨を受け取り、人民元に両替することができる。外貨を人民元に両替するに当たり、代理企業との輸出代理契約または協定、代理企業の輸出貨物の通関申告書が必要である。

7. 円と人民元の決済協定

東京銀行と中国銀行の間で1972年に調印された。

『人民元対日本円の直接取引市場の育成に関する公告』（2012年6月1日実施）により、銀行間外貨市場の人民元・円取引に対し、直接取引マーケットメーカー制度が導入され、人民元・円為替レート仲値の算出方式が改善された。即ち、中国外貨取引センターが、毎日銀行間外貨市場が始まる前に、銀行間外貨市場で人民元・円直接取引を行うマーケットメーカーに価格を問い合わせ、マーケットメーカーが出した価格を平均し、当日の人民元・円の為替レート仲値とする。

8. クロスボーダー貿易の人民元建て決済テスト

『クロスボーダー貿易人民元決済試点管理方法』(中国人民銀行、財政部、商務部、税関総署、国家税務総局、中国銀行業監督管理委員会公告「2009」第10号)(2009年7月1日実施)により、国務院が指定したテスト地域で、指定企業または条件を揃えた企業が人民元でクロスボーダー貿易決済をテストで行う。テスト企業は、香港・マカオの人民元業務決済銀行または国外商業銀行を代理する中国国内の商業銀行で、人民元建てのクロスボーダー貿易決済をすることができる。

人民元建てのクロスボーダー収支は真実で、合法的な貿易取引を必要とし、中国国内の決済銀行は取引の真実性および人民元収支との一致性を審査しなければならない。

テスト企業が輸出の人民元収入を国外に保有したい場合は、国内の決済銀行を通じて人民銀行の出先機関に届け出るべきで、かつ人民元クロスボーダー収支情報管理システムに国外に保有する人民元の金額、銀行、口座番号、用途および輸出通関番号などの情報を報告すべきである。

さらに、『クロスボーダー貿易人民元決済試行試点の拡大関連問題に関する通知』(銀発「2010」186号)(2010年6月17日公布)によれば、クロスボーダー貿易決済可能な海外地域は過去の香港・マカオ、ASEANから、世界すべての国・地域へと拡大した。なお、テスト地域も過去の上海市、広東省の4都市(広州市、深セン市、珠海市、東莞市)から、北京市、天津市、内モンゴル自治区、遼寧省、吉林省、黒龍江省、江蘇省、浙江省、福建省、山東省、湖北省、広西チワン族自治区、海南省、重慶市、四川省、雲南省、チベット自治区、新疆ウイグル自治区、広東省という20の省・自治区・直轄市へと拡大した。対象の業務範囲も貨物貿易からサービス貿易やその他貿易取引へと拡大した。

クロスボーダー貿易人民元決済地区の拡大に関する中国人民銀行、財政部、商務部等の通知(銀発「2011」203号)(2011年7月27日実施):クロスボーダー貿易人民元決済地区に河北、山西、安徽、江西、河南、湖南、貴州、陝西、甘肅、寧夏、青海省(自治区)を追加し、地区の範囲を全国にまで拡大する。

『外商投資と対外貿易の安定のためのクロスボーダー人民元政策のさらなる最適化政策に関する通知』(銀発「2020」330号)(2021年2月4日実施)により、クロスボーダー人民元の決済プロセスがさらに簡素化された。

- ・ 「輸出貨物貿易人民元決済企業の重点管理リスト」を「クロスボーダー人民元業務重点管理リスト」に調整し、人民銀行が他の関連部門と共にリストの認証基準を制定する。
- ・ 「クロスボーダー人民元決済の収支説明書」に代わって、企業は紙媒体または電子媒体にて収支に係るリクエストを提出することができる。
- ・ 多国籍企業は主要な国内のグループ企業を指定し、実際の需要に基づき、経常項目の人民元集中受け取り・支払いのために他地域で人民元建ての銀行口座を開設することができる。
- ・ 一部資本項目の人民元収入の使用制限を緩和する。国内機構の資本項目の人民元収入(外商直接投資資本金、クロスボーダー融資および国外上場資金の回収など)に

ついて、関連政府部門の批准を取得した上で経営範囲内で使用できる。ただし、以下の規定に適合する必要がある。

- a. 企業の経営範囲を超え、または法律・法規にて禁止される支出に直接的または間接的に使用することは禁止。
 - b. 直接的または間接的な証券投資への使用は禁止。
 - c. 経営範囲に明確な許可がない限り、非関連者企業への貸出は禁止。
 - d. 自社用以外の不動産の建設または購入（不動産企業は除外）は禁止。
- ・ 非投資性外商投資企業は関連条件に該当する場合、人民元建てで国内に再投資を実施できる。
 - ・ 外商直接投資業務に対する専門口座管理の要求を取り消す。
 - ・ 国外機構人民元建ての銀行決済口座の収入範囲を拡大し、国外の同名口座からの人民元資金を受け入れる。